

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8年 6月 23日	
東大阪市長 殿	
提出者	
住 所	大阪府大阪市中央区久太郎町2-5-30
氏 名	前田建設工業株式会社 関西支店 常務執行役員 稼農 泰嘉 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号	06-6243-2414
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	前田建設工業株式会社 関西支店 管轄内作業所
事業場の所在地	関西支店 管轄区域内
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高(令和7年度支店全体):495.1億(税込)
③従業員数	318名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図)	
別添2 管理体制図のとおり	

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度(令和7 年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	その他特管物	
	排出量	87 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	別添1 処理工程図のとおり		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	その他特管物	
	排出量	78 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	別添1 処理工程図のとおり		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	別添1 処理工程図のとおり		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	別添1 処理工程図のとおり		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度(令和7 年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度(令和7 年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度(令和7 年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
①現状	【前年度(令和7 年度)実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	87 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
	(これまでに実施した取組)	
	別添1 処理工程図のとおり	

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	その他特管物	
	全処理委託量	78 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	別添1 処理工程図 および 別添2管理体制図 のとおり		
	電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和7 年度)実績】	
特別管理産業廃棄物排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		87 t	
(今後実施する予定の取組等)			
電子マニフェストの利用を原則とします。			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成す
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入する
- 9 ※欄は記入しないこと。

別添 1 処理工程図

総合工事（解体工事を含む）一般

- ・ 優良認定業者の積極的活用
- ・ 産業廃棄物の処理状況の定期的な確認の実施
- ・ 電子マニフェストの利用（原則）
- ・ 分別の実施
- ・ 廃石綿等 → 最終処分場に委託処理

上記に加えて下記を徹底する

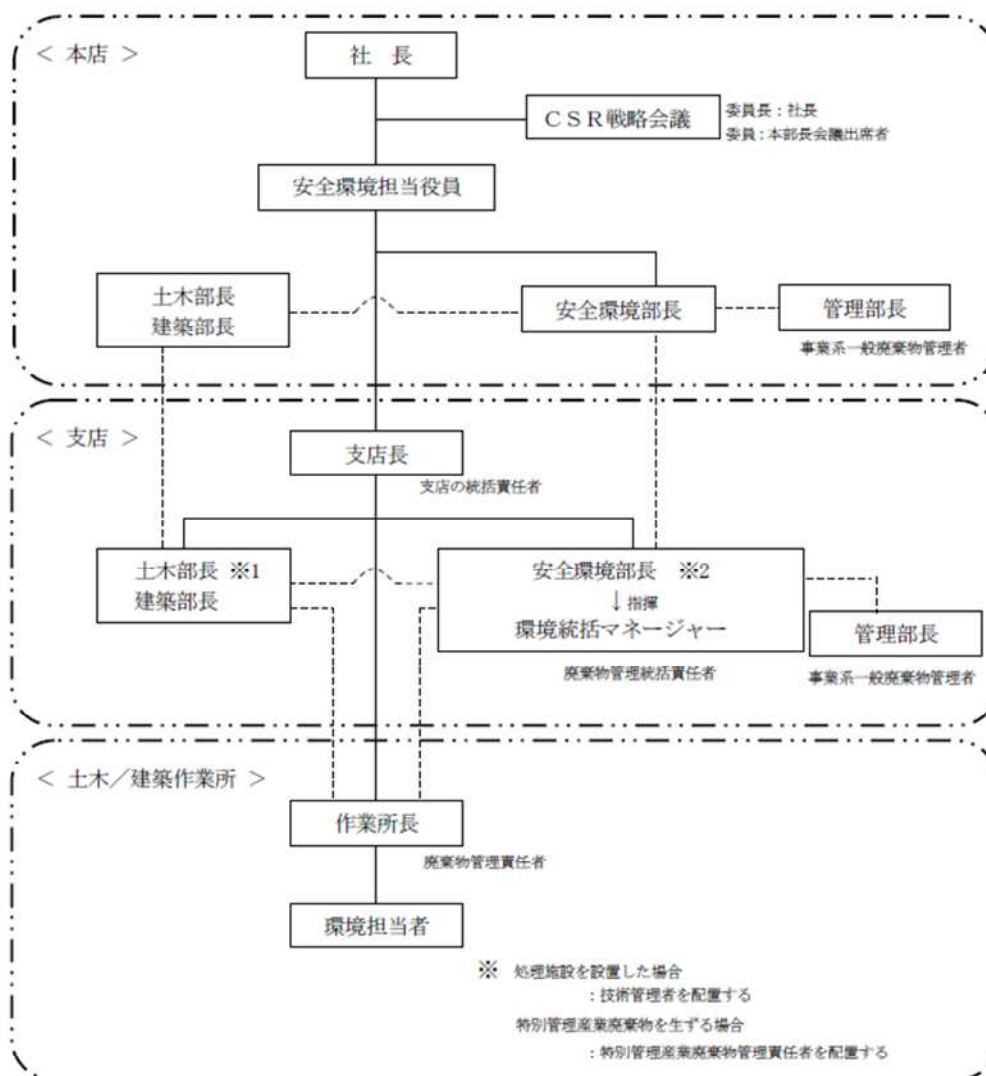
【特別管理産業廃棄物の取り扱い】

- ・ 廃棄物は他と混合せず、特別管理産業廃棄物として適正に分別・区分管理する
- ・ 飛散・流出防止や密閉容器の使用、表示など保管基準を遵守し安全に保管する
- ・ 保管場所を明確化し、区画・立入制限で他廃棄物と区別する
- ・ 許可業者への委託・契約締結・マニフェスト管理（電子マニフェスト使用）
により収集運搬・処分を適正化する
- ・ 管理責任者の設置、帳簿記録、従業員教育により処理状況を継続的に管理する

別添2 管理体制図

廃棄物処理に関する管理体制

支店統括責任者	関西支店長
廃棄物等管理統括責任者	環境統括マネージャー
役割	①支店の統括責任者 ②廃棄物処理委託契約の承認 ③廃棄物等管理統括責任者の任命
支店安全環境部長	①環境統括マネージャーの指揮
環境統括マネージャー	①支店の廃棄物等管理統括責任者 ②廃棄物等の実績把握と本店への報告 ③マニフェストの運用管理及び保管 ④廃棄物処理委託業者の調査、及び承認時の確認
支店土木部長・支店建築部長	①廃棄物処理委託業者との委託契約の承認 ②マニフェストの運用管理
作業所長	①廃棄物等管理責任者 ②産業廃棄物処理施設を設置する場合、技術管理者の指名 ③特別管理産業廃棄物を生ずる場合、特別管理産業廃棄物管理責任者の指名
環境担当者	①マニフェストの運用管理 ②産業廃棄物等の分別、保管、処理の管理 ④廃棄物の排出実績の記録



※1 営業支店の場合は土木施工グループ、建築施工グループに読み替える。以下同じ。

※2 営業支店の場合は安全環境グループに読み替える。以下同じ。

凡例

—— : 主ライン

----- : 連絡・協議

建設副産物対策の組織図